

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	予防接種に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊本市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

熊本市長

## 公表日

令和3年3月12日

## 項目一覧

基本情報
特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
リスク対策
開示請求、問合せ
評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務									
事務の名称	予防接種に関する事務								
事務の内容	<p>[事務全体の概要]            予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行う。</p> <p>[具体的内容]            特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務に使用する。</p> <p>予防接種の実施に関する事務            対象者への接種勧奨、個別通知、医療機関での予防接種の実施、医療機関への接種委託料の支払い、接種記録の管理・保管、統計処理を行う。</p> <p>予防接種の給付の支給に関する事務            ・予防接種による健康被害が発生した場合の健康被害者からの申請受付、申請内容の調査、健康被害調査委員会への諮問、厚生労働省への進達、厚生労働省における審議結果の健康被害者へ通知を行う。            ・予防接種を原因とする健康被害の対象者に対し、医療費・医療手当・障害児養育年金・障害年金・死亡した場合の補償・葬祭料・介護加算の給付を行う。医療費の給付に関しては、健康保険等の適用の状況を確認する必要があり、本人の同意の上で調査する。障害児養育年金・障害年金の給付額の決定に関しては、特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当、福祉手当、障害基礎年金を受ける者はその一部が控除されるため、本人の同意の上で、給付額を調査する。死亡した場合の補償に関しては、予防接種により死亡した者が生計維持者かどうかの確認のため、所得状況を請求者(遺族)の同意の上で調査する。</p> <p>予防接種の実費の徴収に関する事務            一部の予防接種で自己負担分として、実費の徴収を実施するが、市民税非課税世帯に属する者は、自己負担の免除対象となる。非課税世帯かどうかを確認するため、市民税の課税状況を本人の同意の上で調査する。</p>								
対象人数	[ 10万人以上30万人未満 ] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt; 選択肢 &gt;</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 1万人以上10万人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> </table>	< 選択肢 >		1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満		
< 選択肢 >									
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満								
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満								
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム									
システム1									
システムの名称	予防接種管理システム								
システムの機能	<p>[1.総合検索]            個人情報を検索し、情報参照/更新する。</p> <p>[2.帳票印刷]            条件を指定することにより、該当するデータを帳票に出力する。</p> <p>[3.イベント作成/修正]            予防接種のイベントの管理をする。</p> <p>[4.イベント予約者登録]            各イベントに対し予約者の住民を登録する。</p> <p>[5.イベント参加者登録]            各イベントに対し、参加者の住民を登録する。</p> <p>[6.スタッフ従事予定登録]            イベントに従事予定のスタッフを登録する。</p> <p>[7.スタッフ参加実績登録]            イベントへの参加実績者の登録をする。</p> <p>[8.データ出力]            各種データ出力ファイルを作成する。</p> <p>[9.イメージ管理]            イメージ管理を行う。(OCR画像の読み込み、OCR画像の登録、登録した画像の削除)</p> <p>[10.簡易統計]            任意の条件で統計を行い、グラフ表示や統計表を作成する。</p> <p>[11.接種結果登録]            予防接種の状況を個人台帳に登録する。</p> <p>[12.未接種者データ出力]            予防接種の対象者をCSV出力する。</p>								
他のシステムとの接続	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%;">[ ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[ ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] 宛名システム等</td> <td>[ ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム	[ ] 宛名システム等	[ ] 税務システム	[ ] その他 (	)
[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム								
[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム								
[ ] 宛名システム等	[ ] 税務システム								
[ ] その他 (	)								

システム2～5	
システム2	
システムの名称	庁内連携システム
システムの機能	業務システム連携機能 ・既存住基、税務、保険、福祉、保健福祉、団体内統合宛名システム等の業務情報を連携する機能
他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ ] その他 ( 保険システム, 福祉システム, 保健福祉システム )
システム3	
システムの名称	団体内統合宛名システム(宛名システム等と同等)
システムの機能	1. 団体内統合宛名管理機能 ・団体内統合宛名番号と既存業務システム等の宛名情報を紐付けて管理する。 ・団体内統合宛名番号と個人番号の関連に不整合がないかのチェックを日々行い、確認リストを出力する。 2. 団体内統合宛名付番機能 ・個人番号が新規入力されたタイミングで、団体内統合宛名番号の付番を行う。 3. 中間サーバー連携機能 ・中間サーバーへの情報提供及び情報照会を行う。 ・既存業務システム等の情報照会に係る中間サーバーとのオンラインデータ連携及びオフラインデータ連携用の媒体作成を行う。 4. アクセス権限管理機能 ユーザ単位でアクセス権限を付与し、不必要な情報へのアクセス制御を行う。
他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ ] その他 ( 中間サーバー )
システム4	
システムの名称	中間サーバー
システムの機能	符号管理機能: 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 情報照会機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 情報提供機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 既存システム接続機能: 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 情報提供等記録管理機能: 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 情報提供データベース管理機能: 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 データ送受信機能: 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 セキュリティ管理機能: セキュリティを管理するための機能。 職員認証・権限管理機能: 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 システム管理機能: バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。

他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 税務システム
<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>		
予防接種履歴ファイル		
<b>4. 個人番号の利用</b>		
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1の10の項、93の2の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2	
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</b>		
実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
法令上の根拠	番号法第19条第7号 【情報提供の根拠】 番号法別表第2の16の2の項、16の3の項、115の2の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 【情報照会の根拠】 番号法別表第2の16の2の項、17の項、18の項、19の項、115の2の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>		
部署	健康福祉局保健衛生部感染症対策課	
所属長の役職名	感染症対策課長	
<b>7. 他の評価実施機関</b>		

# 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種履歴ファイル	
2. 基本情報	
ファイルの種類	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲	熊本市の区域内に居住する者で市の予防接種を受けるもの
その必要性	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行うにあたり、予防接種記録の適正な保管・管理が必要であるため。
記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ ] 個人番号 [ ] 個人番号対応符号 [ ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ ] 連絡先(電話番号等) [ ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ ] 国税関係情報 [ ] 地方税関係情報 [ ] 健康・医療関係情報 [ ] 医療保険関係情報 [ ] 児童福祉・子育て関係情報 [ ] 障害者福祉関係情報 [ ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ ] 雇用・労働関係情報 [ ] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報 [ ] 災害関係情報 [ ] その他 ( 予防接種関係情報 )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号、その他識別情報(内部番号): 対象者を正確に特定するため。</li> <li>・4情報(氏名、性別、生年月日、住所): 個人を特定するため。予診票に記載された情報と突合するため。予防接種の接種勧奨に使用するため。</li> <li>・その他住民票関係情報、地方税関係情報、健康・医療関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報: 予防接種健康被害救済制度に基づく給付の請求に対する決定を適正に行うため。</li> <li>・地方税関係情報: 実費に係る自己負担の有無を決定するため。</li> <li>・予防接種関係情報: 予防接種記録の管理のため。</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
保有開始日	平成27年12月
事務担当部署	健康福祉局保健衛生部感染症対策課

3. 特定個人情報の入手・使用		
入手元	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 地域政策課、市民税課、国保年金課、介護保険課、障がい保健福祉課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( 予防接種実施医療機関、医療保険者 )	
入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )	
使用目的	予防接種記録の保管・管理、定期予防接種の接種対象者・未接種者に対する接種勧奨、実費の徴収に係る自己負担の有無の決定、予防接種健康被害救済制度に基づく給付額の決定	
使用の主体	使用部署	感染症対策課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 ] < 選択肢 > 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
使用方法		<p>予防接種記録の保管・管理: 医療機関等からの接種情報を登録する。  接種対象者に対する接種勧奨: 接種対象者の情報を抽出し、接種勧奨を行う。  未接種者に対する接種勧奨: 接種履歴に基づき、接種対象者の中で未接種の者の情報を抽出し、接種勧奨を行う。  実費徴収の有無の確認: 本人等の申請に基づき、地方税関係情報を確認し、B類予防接種の非課税世帯の者に、自己負担額免除の予診票を発行する。  予防接種健康被害救済制度に基づく給付金算定: 健康保険等の適用の状況、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当、障害基礎年金等の額の確認を行って、医療費・医療手当・障害児養育年金・障害年金・死亡一時金、遺族年金・遺族一時金・葬祭料・介護加算の額の算定を行う。</p>
	情報の突合	・法令等に基づいた適正な予防接種の実施が行われているか、予防接種実施医療機関からの請求が適正であるかを確認するため、医療機関等から提出された予防接種予診票内の予防接種情報をOCRで読み込み、識別番号(健管番号)にてシステム内の4情報及び住民票関係情報と突合する。[ ] ・適正な接種勧奨を行うため、システム内の4情報と接種履歴を突合する。[ ] ・非課税世帯であるかの確認のため、本人等からの申請に基づき、システム内の4情報及び住民票関係情報と地方税関係情報を突合する。[ ] ・被接種者本人又は保護者等からの申請に基づき、申請に係る事実についての審査のため、システム内の4情報及び住民票関係情報とシステム内の接種記録を突合する。また、保険の適用状況や手当・年金等の支給については、庁内連携システムや情報提供ネットワークシステムを介して得た医療に関する給付の支給に関する情報や手当等の支給に関する情報と突合する。[ ]
使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 3 ) 件	
委託事項1	予防接種管理システムの保守・運用	
委託内容	システム等のパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリング等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等、遠隔地保管情報の媒体作成、システム監視・通報等。	
委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
委託先名	富士通 株式会社 熊本支店	
再委託	再委託の有無	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	再委託の許諾方法	再委託申請書及び関係書類を提出させ、審査の後、書面により許諾通知を行っている。委託先の義務と同等の義務を再委託先に負わせることを、再委託する場合の遵守事項として定めており、そのことが確認できる書類の写し等を提出させることにより審査している。
	再委託事項	職員からの問い合わせに対する一次受付、ジョブスケジューリング等のシステム運用作業補助等に業務を限定する。
委託事項2～5		
委託事項2	団体内統合宛名システム等の運用	
委託内容	団体内統合宛名システム等のジョブスケジューリング等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等、遠隔地保管情報の媒体作成、システム監視・通報等。	
委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
委託先名	株式会社 熊本計算センター	
再委託	再委託の有無	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	再委託の許諾方法	
	再委託事項	
委託事項3	庁内連携システム及び団体内統合宛名システムの保守	
委託内容	システムの問い合わせに対する調査・対応、作業指示に基づくデータ修正作業等及び法改正等に伴う対応作業等	
委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
委託先名	日本電気株式会社 熊本支店	
再委託	再委託の有無	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	再委託の許諾方法	再委託申請書及び関係書類を提出させ、審査の後、書面により許諾通知を行っている。委託先の義務と同等の義務を再委託先に負わせることを、再委託する場合の遵守事項として定めており、そのことが確認できる書類の写し等を提出させることにより審査している。
	再委託事項	庁内連携システム及び団体内統合宛名システム等の保守に係る作業

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ ] 提供を行っている ( ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 1) 件 [ ] 行っていない
<b>提供先1</b>	
法令上の根拠	
提供先における用途	
提供する情報	
提供する情報の対象となる本人の数	[ ] ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	
提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
時期・頻度	
<b>移転先1</b>	健康福祉局子ども未来部子ども政策課
法令上の根拠	熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
移転先における用途	母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導に関する事務
移転する情報	予防接種法による予防接種の実施に関する情報
移転する情報の対象となる本人の数	[ ] 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. 対象となる本人の範囲」と同上
移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
時期・頻度	照会を受けた都度
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所	<執務室における措置> 特定個人情報が記載された届出書等及び外部記録媒体については、施錠ができるキャビネット等に保管する。 <データセンターにおける措置> ・外部侵入防止: 監視カメラ ・入退管理: ICカード、入退室管理簿 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
7. 備考	

**(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目**

予防接種履歴ファイル

< 住民記録システム連動項目 >

世帯情報

氏名情報

生年月日

性別

続柄

住民となった年月日 住民となった届出年月日

住民となった事由

住民区分(日本人、外国人)

世帯主情報

現住所情報

住所を定めた年月日 住所を定めた届出年月日

消除情報

外国人住民となった年月日(外国人住民のみ)

< 予防接種履歴管理項目 >

予防接種の種類

ワクチンのメーカー

予防接種の区分(法定・行政措置等)

接種した医療機関

接種した量

接種した日

請求のあった日

# リスク対策 (7. を除く.)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
予防接種履歴ファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;運用における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種を受付する委託医療機関において、身分証明書等の確認を実施し、対象者以外の情報を入手することがないようにしている。</li> </ul> <p>&lt;システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託医療機関から提出された予診票の情報をシステムに取込む際、予診票に記載された識別番号(健管番号)、生年月日等とシステム内の4情報及び住民票関係情報を突合し、適正な情報のみをシステムに取込む。</li> <li>・市内連携システムでの連携は、業務に必要な対象者に限定した情報取得となるよう、保健福祉システムの連携機能において担保している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;入手した個人情報が不正確であるリスク&gt;</p> <p>[運用における措置]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身分証明書等の提示により、本人確認を徹底する。</li> <li>・代理申請の場合は、上記にあわせて、本市の情報システムを用いて届出書の内容と個人番号の真正性の確認を行う。</li> <li>・申請書等とシステム内の情報に相違がある場合は、申請者等に聞き取りを行い、申請書の内容の修正を行う。</li> <li>・職権で修正した内容については、他の職員とのダブルチェックを行う。</li> </ul>	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・予防接種管理システムで保有する予防接種に関する事務に関係ない事務処理のための機能からは、個人番号を参照できないようシステム上でアクセス制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権限を設定しており、予め登録した職員証をカードリーダーにかざし、PINコードを入力 個人毎に付与したユーザIDおよびパスワードを入力することによりログイン認証を行う二要素認証を実施している。</li> <li>・人事異動等によりアクセス権限がなくなる場合は、速やかに失効処理を行う。</li> <li>・パスワードについては、180日以内に変更することを義務付けている。</li> </ul>
その他の措置の内容	人事異動や業務内容の変更等により、利用資格の登録状況に変更が生じたときは、情報政策課に利用資格の登録・削除・変更の届出を提出し、情報政策課は届出に基づき速やかにアクセス権限の発行・失効処理を行う。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	< 選択肢 > 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本市個人情報保護条例、熊本市情報セキュリティ基本方針、熊本市情報セキュリティ対策基準等の遵守に関する事項</li> <li>・秘密の保持に関する事項</li> <li>・情報の適正管理に関する事項</li> <li>・個人情報収集の制限に関する事項</li> <li>・目的外の利用又は提供の禁止に関する事項</li> <li>・個人情報が記録された資料等の複写等の禁止に関する事項</li> <li>・再委託の禁止に関する事項(ただし、発注者の書面による承諾を得た場合を除く。)</li> <li>・作業場所の指定等に関する事項</li> <li>・契約終了後の資料等の返還等に関する事項</li> <li>・事故発生時における報告等に関する事項</li> <li>・委託契約書の遵守状況について、報告を求める規定</li> <li>・委託先に対して、実地監査、調査等を求めることができる規定</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	< 選択肢 > 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<p>庁内連携システム、システムの画面参照、電子記録媒体、紙での提供・移転は、当課にデータ使用承認願を提出させ、データの使用根拠、使用目的、使用条件、使用期間と使用データを詳細に確認し、番号法及び熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例により認められた場合のみ、特定個人情報の提供・移転を許可する。</p>	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt; 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 &gt;                  ・情報照会機能( 1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト( 2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。                  ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能( 3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>( 1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。                  ( 2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。                  ( 3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt; 選択肢 &gt;                  1) 特に力を入れている 2) 十分である                  3) 課題が残されている</p>

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p></p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ ] &lt; 選択肢 &gt;                  1) 特に力を入れている 2) 十分である                  3) 課題が残されている</p>

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p>&lt; 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 &gt;                  ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。                  ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt;                  ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。                  ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。                  ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。                  ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化している。</p>
---

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	<p>[物理的対策]</p> <p>&lt;執務室における措置&gt; ・届出書等については次のルール等を設けて安全管理措置を講じている。 持ち帰りの禁止 鍵のついたキャビネット等への保管 私物等の外部記録媒体の使用禁止</p> <p>&lt;データセンターにおける措置&gt; 外部侵入防止: 監視カメラ 入退管理: ICカード、入退室管理簿</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。</p> <p>[技術的対策]</p> <p>&lt;データセンターにおける措置&gt; ・不正プログラム対策 コンピュータウイルス対策ソフトを使用し、サーバ・端末ともにウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 ・不正アクセス対策 ファイアウォールを設置し、不正な外部からのアクセスについて遮断する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク&gt; ・個人番号を含む宛名情報については、既存住基システムより随時異動データを連携することにより、最新化する。また、既存住基システムとの整合処理を定期的実施する。 ・予防接種に関する届出等があった都度、遅滞なく入力・修正・削除を行い、情報を常に最新の状態に保つ。</p> <p>&lt;特定個人情報が削除されずいつまでも存在するリスク&gt; ・ディスク交換やハード更改等の際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ・紙媒体は保管期間ごとに分けて保管し、保管期間が過ぎているものについて溶解処理を行う。</p>	

8. 監査	
実施の有無	[ ] 自己点検                      [ ] 内部監査                      [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[    十分に行っている    ]                      < 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>・職員に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。          ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。          ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</p> <p>&lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt;          IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>
10. その他のリスク対策	
<p>&lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt;          中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

# 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	熊本市総務局行政管理部法制課情報公開窓口 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 電話096-328-2059
請求方法	所定の請求書に必要事項を記入し、情報公開窓口に提出する。 請求書には、本人であることを証する身分証明書等が必要。
法令による特別の手続	
個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	熊本市健康福祉局保健衛生部感染症対策課 〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1-1 電話096-364-3189
対応方法	問合せ受付時に受付票を作成し、対応について記録を残す。

# 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
実施日	令和3年3月12日
しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] < 選択肢 > 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
方法	
実施日・期間	
主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
実施日	
方法	
結果	

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月9日	4 委託事項2 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託先名	MIS九州株式会社	株式会社熊本計算センター	事後	委託先変更であるため、重要な変更には該当しない。
令和2年7月31日	1. 事務の概要	<p>[概要] 予防接種法に基づく予防接種の実施に関する事務及び予防接種による健康被害救済給付に関する事務</p> <p>[予防接種の実施に関する事務の具体的内容] 1. 対象者への接種勧奨、個別通知、医療機関での予防接種の実施、医療機関への接種委託料の支払い、接種記録の管理・保管、統計処理を行う。 2. 一部の予防接種で自己負担分として、実費の徴収を実施するが、市民税非課税世帯に属する者は、自己負担の免除対象となる。非課税世帯かどうかを確認するため、市民税の課税状況を本人の同意の上で調査する。</p> <p>[予防接種による健康被害救済給付に関する事務の具体的内容] 1. 予防接種による健康被害が発生した場合の健康被害者からの申請受付、申請内容の調査、健康被害調査委員会への諮問、厚生労働省への進達、厚生労働省における審議結果の健康被害者へ通知を行う。 2. 予防接種を原因とする健康被害の対象者に対し、医療費・医療手当・障害児養育年金・障害年金・死亡した場合の補償・介護加算の給付を行う。医療費の給付に関しては、健康保険等の適用の状況を確認する必要がある。本人の同意の上で調査する。障害児養育年金・障害年金の給付額の決定に関しては、特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当、福祉手当、障害基礎年金を受ける者はその一部が控除されるため、本人の同意の上で、給付額を調査する。死亡した場合の補償に関しては、予防接種により死亡した者が生計維持者かどうかの確認のため、所得状況を請求者(遺族)の同意の上で調査する。 予防接種の実費の徴収に関する事務 一部の予防接種で自己負担分として、実費の</p>	<p>[事務全体の概要] 予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行う。 [具体的内容] 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務に使用する。 予防接種の実施に関する事務 対象者への接種勧奨、個別通知、医療機関での予防接種の実施、医療機関への接種委託料の支払い、接種記録の管理・保管、統計処理を行う。 予防接種の給付の支給に関する事務 予防接種による健康被害が発生した場合の健康被害者からの申請受付、申請内容の調査、健康被害調査委員会への諮問、厚生労働省への進達、厚生労働省における審議結果の健康被害者へ通知を行う。 予防接種を原因とする健康被害の対象者に対し、医療費・医療手当・障害児養育年金・障害年金・死亡した場合の補償・葬祭料・介護加算の給付を行う。医療費の給付に関しては、健康保険等の適用の状況を確認する必要がある。本人の同意の上で調査する。障害児養育年金・障害年金の給付額の決定に関しては、特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当、福祉手当、障害基礎年金を受ける者はその一部が控除されるため、本人の同意の上で、給付額を調査する。死亡した場合の補償に関しては、予防接種により死亡した者が生計維持者かどうかの確認のため、所得状況を請求者(遺族)の同意の上で調査する。 予防接種の実費の徴収に関する事務 一部の予防接種で自己負担分として、実費の</p>	事後	<p>[事務全体の概要] ・予防接種法に基づく「実費の徴収に関する事務」の記載が抜けていたため追記 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に関する記載を追記 [具体的内容] 「事務全体の概要」に「実費の徴収に関する事務」を追記したことに伴い、「予防接種の実施に関する事務」の2に記載されていた内容を「予防接種の実費の徴収に関する事務」に記載変更</p>
令和2年7月31日	2. システム1 システムの機能	<p>[3.イベント管理] 予防接種のイベントを登録する。 [10.簡易統計] 任意の条件で統計を行い、グラフ表示や統計表を作成する。 [11.健診申込者登録] 検診の申込を登録する。 [12.会場受付] 個人毎に検診会場の受付登録する。 [13.検診結果登録] 検診結果データを取込む。 [14.接種結果登録] 予防接種の状況を個人台帳に登録する。 [15.未接種者データ出力] 予防接種の対象者をCSV出力する。</p>	<p>[3.イベント作成/修正] 予防接種のイベントの管理をする。 [10.簡易統計] 任意の条件で統計を行い、グラフ表示や統計表を作成する。 [11.接種結果登録] 予防接種の状況を個人台帳に登録する。 [12.未接種者データ出力] 予防接種の対象者をCSV出力する。</p>	事後	<p>[健診申込者登録][会場受付][検診結果登録]は「イベント作成/修正」[接種結果登録][未接種者データ出力]に力が入る内容に相当するため削除</p>
令和2年7月31日	2. システム3 システムの機能	<p>1. 団体内統合宛名管理機能 ・団体内統合宛名番号と既存業務システム等の宛名情報を紐付けて管理する。 ・団体内統合宛名番号と個人番号の関連に不整合がないかのチェックを定期的に行い、確認リストを出力する。 2. 団体内統合宛名付番機能 ・個人番号が新規入力されたタイミングで、団体内統合宛名番号の付番を行う。 3. 中間サーバー連携機能 ・中間サーバーへの情報提供及び情報照会を行う。 ・既存業務システム等の情報照会に係る中間サーバーとのオンラインデータ連携及びオフラインデータ連携用の媒体作成を行う。 4. アクセス権管理機能 ・ユーザ単位でアクセス権限を付与し、必要な情報へのアクセス制御を行う。</p>	<p>1. 団体内統合宛名管理機能 ・団体内統合宛名番号と既存業務システム等の宛名情報を紐付けて管理する。 ・団体内統合宛名番号と個人番号の関連に不整合がないかのチェックを日々行い、確認リストを出力する。 2. 団体内統合宛名付番機能 ・個人番号が新規入力されたタイミングで、団体内統合宛名番号の付番を行う。 3. 中間サーバー連携機能 ・中間サーバーへの情報提供及び情報照会を行う。 ・既存業務システム等の情報照会に係る中間サーバーとのオンラインデータ連携及びオフラインデータ連携用の媒体作成を行う。 4. アクセス権管理機能 ・ユーザ単位でアクセス権限を付与し、必要な情報へのアクセス制御を行う。</p>	事後	軽微な文言修正
令和2年7月31日	4. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の10の項 別表第1省令第10条	番号法第9条第1項、別表第1の10の項、93の2の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2	事後	・軽微な文言修正 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に関連する根拠条文を追記
令和2年7月31日	5. 法令上の根拠	番号法第19条第7号 [情報照会の根拠] 番号法別表第2の17・18・19の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条	番号法第19条第7号 [情報提供の根拠] 番号法別表第2の16の2の項、16の3の項、115の2の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 [情報照会の根拠] 番号法別表第2の16の2の項、17の項、18の項、19の項、115の2の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	事後	<p>[情報提供の根拠] ・記載が抜けていたため追記 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に関連する根拠条文を追記 [情報照会の根拠] ・番号法別表第2の16の2の項、記載が抜けていたため追記 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条の2、記載が抜けていたため追記 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に関連する根拠条文を追記</p>

令和2年7月31日	2. その必要性	定期予防接種の接種動奨や接種歴の管理・健康被害救済制度を実施するにあたって、正確な予防接種状況の管理をする上で個人番号を保有する必要があるため。	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行うにあたり、予防接種記録の適正な保管・管理が必要であるため。	事後	・「定期予防接種の接種動奨や接種歴の管理・健康被害救済制度を実施するにあたって」という表現では該当するすべての事務を網羅しないため修正 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に関する記載を追記
令和2年7月31日	2. 記録される項目 主な記録項目	{追加}	・業務関係情報 { } 地方税関係情報 { } 健康・医療関係情報 { } 医療保険関係情報 { } 障害者福祉関係情報 { } 介護・高齢者福祉関係情報	事後	給付の支給や実費の徴収に関する事務を実施するにあたり必要な「地方税関係情報」「健康・医療関係情報」「医療保険関係情報」「障害者福祉関係情報」「介護・高齢者福祉関係情報」の選択が漏れていたため追加
令和2年7月31日	2. 記録される項目 その妥当性	・個人番号:対象者を正確に特定するために保有。 ・その他識別情報(内部番号):予防接種履歴の取り込みのために保有。 ・4情報(氏名、性別、生年月日、住所):個人の特定に必要な。 ・その他住民票関係情報:移動事由、生存確認等に必要。 ・予防接種関係情報:予防接種の履歴管理のために、必要な情報。	・個人番号、その他識別情報(内部番号):対象者を正確に特定するため。 ・4情報(氏名、性別、生年月日、住所):個人を特定するため。予診票に記載された情報と突合するため、予防接種の接種動奨に使用するため。 ・その他住民票関係情報、地方税関係情報、健康・医療関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報:予防接種健康被害救済制度に基づく給付の請求に対する決定を適正に行うため。 ・地方税関係情報、実費に係る自己負担の有無を決定するため。 ・予防接種関係情報:予防接種記録の管理のため。	事後	・「その他識別情報(内部番号)」の保有理由も「個人番号」と同様のため修正 ・「4情報(氏名、性別、生年月日、住所)」の保有理由は、予診票との突合や接種動奨に使用することも挙げられるため修正 ・上記の「主な記録項目」に「地方税関係情報」「健康・医療関係情報」「医療保険関係情報」「障害者福祉関係情報」「介護・高齢者福祉関係情報」を追加したことに伴い、保有理由も追加
令和2年7月31日	3. 入手元	{ } 評価実施機関内の他部署(区政推進課、国保年金課、課税管理課) { } 民間事業者(予防接種実施医療機関) { } その他( )	{ } 評価実施機関内の他部署(地域政策課、市民税課、国保年金課、介護保険課、障がい保健福祉課) { } 民間事業者( ) { } その他(予防接種実施医療機関、医療保険者)	事後	・予防接種健康被害救済制度に基づく給付額の決定にあたって入手する特定個人情報入手元の記載が漏れていたため追加 ・「民間事業者」だけでは分類できないので「その他」に変更
令和2年7月31日	3. 使用目的	接種記録の保管・管理を行い、未接種者に対する接種動奨を実施する。予防接種の実費徴収を適正に決定する。健康被害救済給付額を適正に決定する。	予防接種記録の保管・管理、定期予防接種の接種対象者・未接種者に対する接種動奨、実費の徴収に係る自己負担の有無の決定、予防接種健康被害救済制度に基づく給付額の決定	事後	接種対象者に対する接種動奨の記載が漏れていたため追加
令和2年7月31日	3. 使用方法	・接種動奨:対象年齢・生年月日・性別の対象者情報を把握し、接種動奨を行う。 ・未接種者動奨:対象者情報を把握し、予防接種未接種者に接種動奨を行う。 ・予診票発行処理:B類予防接種の非課税世帯の者に、無料扱いの予診票を発行する。 ・健康被害救済給付金算定:健康保険等の適用の状況、特別児童扶養手当等の金額、世帯の所得状況の確認を行って、医療費・医療手当・障害児養育年金・障害年金・死亡した場合の補償・介護加算の給付を行う。	予防接種記録の保管・管理:医療機関等からの接種情報を登録する。 接種対象者に対する接種動奨:接種対象者の情報を抽出し、接種動奨を行う。 未接種者に対する接種動奨:接種履歴に基づき、接種対象者の中で未接種の者の情報を抽出し、接種動奨を行う。 実費徴収の有無の確認:本人等の申請に基づき、地方税関係情報を確認し、B類予防接種の非課税世帯の者に、自己負担免除の予診票を発行する。 予防接種健康被害救済制度に基づく給付金算定:健康保険等の適用の状況、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当、障害基礎年金等の額の確認を行って、医療費・医療手当・障害児養育年金・障害年金・死亡一時金・遺族年金・遺族一時金・葬祭料・介護加算の額の算定を行う。	事後	「予防接種記録の保管・管理」に関する記載が漏れていたため追加
令和2年7月31日	3. 使用方法 情報の突合	医療機関等から提出された予防接種予診票内の予防接種情報をOCRで読み込み、識別番号(健管番号)にてシステム内の4情報及び住民票関係情報と突合する	・法令等に基づいた適正な予防接種の実施が行われているか、予防接種実施医療機関からの請求が適正であるかを確認するため、医療機関等から提出された予防接種予診票内の予防接種情報をOCRで読み込み、識別番号(健管番号)にてシステム内の4情報及び住民票関係情報と突合する。{ } ・適正な接種動奨を行うため、システム内の4情報と接種履歴を突合する。{ } ・非課税世帯であるかの確認のため、本人等からの申請に基づき、システム内の4情報及び住民票関係情報と地方税関係情報を突合する。{ } ・接種者本人又は保護者等からの申請に基づき、申請に係る事実についての審査のため、システム内の4情報及び住民票関係情報とシステム内の接種記録を突合する。また、保険の適用状況や手当・年金等の支給については、庁内連携システムや情報提供ネットワークシステムを介して得た医療に関する給付の支給に関する情報や手当等の支給に関する情報と突合する。{ }	事後	突合項目・突合方法:突合目的の記載が不十分だったため追加
令和2年7月31日	4. 委託事項1 委託先名	富士通(株)	富士通 株式会社 熊本支店	事後	支店名まで追加
令和2年7月31日	4. 委託事項1 再委託再委託の許諾方法	再委託届及び従事者名簿を提出させ、申出が適切で合理的且つ妥当な理由(緊急時における対応・委託料の縮減に寄与するもの等)であれば再委託承諾書にて許諾する。個人情報の取扱いに関しては契約書に定めている。	再委託申請書及び関係書類を提出させ、審査の後、書面により許諾通知を行っている。委託先の義務と同等の義務を再委託先に負わせることを、再委託する場合の遵守事項として定めており、そのことが確認できる書類の写し等を提出させることにより審査している。	事後	取扱い変更
令和2年7月31日	4. 委託事項2 委託内容	ジョブスケジューリングの帳票印刷等の作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等、遠隔地保管情報の媒体作成、システム監視・通報等	団体内統合宛名システム等のジョブスケジューリング等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等、遠隔地保管情報の媒体作成、システム監視・通報等。	事後	軽微な文言修正
令和2年7月31日	4. 委託事項2 再委託再委託の有無	再委託する	再委託しない	事後	

令和2年7月31日	4. 委託事項2 再委託再委託の許諾方法	再委託届及び従事者名簿を提出させ、申出が適切で合理的且つ妥当な理由(緊急時における対応・委託料の縮減に寄与するもの等)であれば再委託承諾書にて許諾する。個人情報の取扱いに関しては契約書に定めている。	[削除]	事後	再委託しないため削除
令和2年7月31日	4. 委託事項2 再委託再委託事項	システム監視・通報等の業務時間外対応	[削除]	事後	再委託しないため削除
令和2年7月31日	4. 委託事項3	遠隔地分散保管 委託内容:業務データの災害時対策として、遠隔地へ情報を保管する。 委託先における取扱者数:10人未満 委託先名:株式会社 ワンビシアークイブズ九州支店 再委託 再委託の有無:再委託する 再委託の許諾方法:再委託届及び従事者名簿を提出させ、申出が適切で合理的且つ妥当な理由(専門性及び安全性等)であれば再委託承諾書にて許諾する。個人情報の取扱いに関しては契約書に定めている。 再委託事項:情報を保管した電子記録媒体の移送	[削除]	事後	特定個人情報の取り扱い対象ではないため削除
令和2年7月31日	4. 委託事項3	[新規]	庁内連携システム及び団体内統合宛名システムの保守 委託内容:システムの問い合わせに対する調査・対応、作業指示に基づくデータ修正作業等及び法改正等に伴う対応作業等 委託先における取扱者数:10人以上50人未満 委託先名:日本電気株式会社 熊本支店 再委託 再委託の有無:再委託する 再委託の許諾方法:再委託申請書及び関係書類を提出させ、審査の後、書面により許諾通知を行っている。 委託先の義務と同等の義務を再委託先に負わせることを、再委託する場合の遵守事項として定めており、そのことが確認できる書類の写し等を提出させることにより審査している。 再委託事項:庁内連携システム及び団体内統合宛名システム等の保守に係る作業	事後	特定個人情報の取り扱い対象として新規追加
令和2年7月31日	5. 移転先1	健康福祉局子ども未来部子ども支援課	健康福祉局子ども未来部子ども政策課	事後	組織改編により移転先部署変更
令和2年7月31日	6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<データセンターにおける措置> ・外部侵入防止 外周赤外線センサー監視、24時間有人監視、監視カメラ ・入退管理 ICカード+手のひら静脈認証による入退管理、要員所在管理システム ・不正持込・持出防止 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理している。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<データセンターにおける措置> ・外部侵入防止:監視カメラ ・入退管理:ICカード、入退室管理簿 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入り身の証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	<データセンターにおける措置> 実際の措置内容と異なっていたため修正 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 地方公共団体情報システム機構総合行政ネットワーク全国センターから情報提供される記載例の更新に伴う修正
令和2年7月31日	2. リスクに対する措置の内容	<運用における措置> ・予防接種を受付する委託医療機関において、身分証明書等の確認を実施し、対象者以外の情報を入手することがないようにする。 ・システム操作者、業務に不要な情報を入力しないよう、周知徹底を図る。 <システムにおける措置> ・委託医療機関から提出された予診票をシステムへ取込む際に、予診票に記載された個人コード、氏名、生年月日等とマッチングを行い、適正な情報のみをシステムへ取込む。 ・庁内連携において、業務に必要な対象者に限定して情報を取得することを、保健福祉システムの連携機能において、担保する。	<運用における措置> ・予防接種を受付する委託医療機関において、身分証明書等の確認を実施し、対象者以外の情報を入手することがないようにしている。 <システムにおける措置> ・委託医療機関から提出された予診票の情報をシステムに取込む際、予診票に記載された識別番号(健管番号)、生年月日等とシステム内の4情報及び住民票関係情報を突き合し、適正な情報のみをシステムに取込む。 ・庁内連携システムでの連携は、業務に必要な対象者に限定した情報取得となるよう、保健福祉システムの連携機能において担保している。	事後	「システム操作者、業務に不要な情報を入力しないよう、周知徹底を図る。」は目的外の入手が行われるリスクとは言えないため削除
令和2年7月31日	2. 特定個人情報の入手におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<入手した個人情報が不正確であるリスク> 【運用における措置】 ・番号法第7条(通知カード)、第17条(個人番号カード)により、住民異動の際は、窓口で個人番号カードまたは通知カードと他の証明書類の提示を受けて、本人確認を徹底する。 ・代理申請の場合は、上記にあわせて、本市の情報システムを用いて届出書の内容と個人番号の真正性の確認を行う。 ・特定個人情報の入力、修正、削除を行う際は、異動対象者または入力内容に誤りの無いよう、二人以上の担当者によるダブルチェックを実施する。	<入手した個人情報が不正確であるリスク> 【運用における措置】 ・身分証明書等の提示により、本人確認を徹底する。 ・代理申請の場合は、上記にあわせて、本市の情報システムを用いて届出書の内容と個人番号の真正性の確認を行う。 ・申請書等とシステム内の情報に相違がある場合は、申請者等に聞き取りを行い、申請書の内容の修正を行う。 ・職種で修正した内容については、他の職員とのダブルチェックを行う。	事後	本人確認に関する記載が誤っていた(他部署での確認内容になっていた)ため修正
令和2年7月31日	3. リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	・システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権を設定しており、個人毎にユーザIDを割り当て、IDおよびパスワードによる認証を行う。 ・人事異動等によりアクセス権限がなくなる場合は、速やかに失効処理を行う。 ・パスワードについては、定期的に変更することを義務付けている。	・システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権を設定しており、予め登録した職員証をカードリーダーにかざし、PINコードを入力、個人毎に付与したユーザIDおよびパスワードを入力することによりログイン認証を行う二要素認証を実施している。 ・人事異動等によりアクセス権限がなくなる場合は、速やかに失効処理を行う。 ・パスワードについては、180日以内に変更することを義務付けている。	事後	二要素認証対応開始による内容修正及びパスワードの有効期間を具体的に記載

令和2年7月31日	3. リスク2 ユーザ認証の管理 その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発行管理: 人事異動があった場合や権限変更があった場合には書面にて決裁システムに反映させる。</li> <li>・失効管理: 人事異動及び退職等で権限がなくなった場合には書面にて決裁システムに反映させる。</li> </ul>	人事異動や業務内容の変更等により、利用資格の登録状況に変更が生じたときは、情報政策課に利用資格の登録・削除・変更の届出を提出し、情報政策課は届出に基づき速やかにアクセス権限の発行・失効処理を行う。	事後	アクセス権限の発行・執行に関して、より具体的に記載
令和2年7月31日	4. リスク: 委託先における不正な使用等のリスク 委託契約書中の特定個人情報ファイルの適切な取扱いに関する規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本市個人情報保護条例、熊本市情報セキュリティ基本方針、熊本市情報セキュリティ対策基準等の遵守に関する事項</li> <li>・秘密の保持に関する事項</li> <li>・情報の適正管理に関する事項</li> <li>・個人情報収集の制限に関する事項</li> <li>・目的外の利用又は提供の禁止に関する事項</li> <li>・個人情報が記録された資料等の複写等の禁止に関する事項</li> <li>・再委託の禁止に関する事項(ただし、発注者の書面による承諾を得た場合を除く。)</li> <li>・作業場所の指定等に関する事項</li> <li>・資料等の運搬にあたっての安全確保に関する事項</li> <li>・契約終了後の資料等の返還等に関する事項</li> <li>・事故発生時における報告等に関する事項</li> <li>・委託契約書の遵守状況について、報告を求める規定</li> <li>・委託先に対して、実地監査、調査等を求めることができる規定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本市個人情報保護条例、熊本市情報セキュリティ基本方針、熊本市情報セキュリティ対策基準等の遵守に関する事項</li> <li>・秘密の保持に関する事項</li> <li>・情報の適正管理に関する事項</li> <li>・個人情報収集の制限に関する事項</li> <li>・目的外の利用又は提供の禁止に関する事項</li> <li>・個人情報が記録された資料等の複写等の禁止に関する事項</li> <li>・再委託の禁止に関する事項(ただし、発注者の書面による承諾を得た場合を除く。)</li> <li>・作業場所の指定等に関する事項</li> <li>・契約終了後の資料等の返還等に関する事項</li> <li>・事故発生時における報告等に関する事項</li> <li>・委託契約書の遵守状況について、報告を求める規定</li> <li>・委託先に対して、実地監査、調査等を求めることができる規定</li> </ul>	事後	契約書の「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」の条文に合わせた内容に変更
令和2年7月31日	4. リスク: 委託先における不正な使用等のリスク 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の一部を再委託し、又は再委任しようとするときは、あらかじめ処理する業務の内容及び理由、事業者の名称、取り扱い情報、事業者における安全性及び信頼性を確保する対策、再委託又は再委任先に対する管理及び監督の方法その他委託者が再委託及び再委任の適否を判断するために必要とする事項を記載した書面により、委託者の承諾を得なければならない。</li> <li>・受託者の義務と同様の義務を負う。</li> </ul>	許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。	事後	契約書の「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」に規定している「再委託等」の条文に合わせた内容に変更
令和2年7月31日	5. リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内連携システム、システムの画面参照、電子記録媒体、紙での移転は、健康福祉子ども支庁課にデータ使用承認書を提出させ、データの使用根拠、使用目的、使用条件、使用期間と使用データを詳細に確認し、熊本市個人情報番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例により認められた場合のみ、特定個人情報の提供・移転を許可する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内連携システム、システムの画面参照、電子記録媒体、紙での提供・移転は、当課にデータ使用承認書を提出させ、データの使用根拠、使用目的、使用条件、使用期間と使用データを詳細に確認し、番号法及び熊本市個人情報番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例により認められた場合のみ、特定個人情報の提供・移転を許可する。</li> </ul>	事後	記載漏れや言い回しが誤っている部分等を修正
令和2年7月31日	6. リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	( 2 )番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会者、提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	( 2 )番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報のを一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事後	地方公共団体情報システム機構総合行政ネットワーク全国センターから情報提供される記載例の更新に伴う修正
令和2年7月31日	7. リスク その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt; データセンターにおける措置 &gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>外部侵入防止 外周赤外線センサー監視、24時間有人監視、監視カメラ</li> <li>入退管理 ICカード+手のひら静脈認証による入退管理、要員所在管理システム</li> <li>不正持込・持出防止 金属探知機、生体認証ロック開閉管理</li> </ul> </li> <li>&lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。</li> <li>また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt; データセンターにおける措置 &gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>外部侵入防止: 監視カメラ</li> <li>入退管理: ICカード、入退室管理簿</li> </ul> </li> <li>&lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。</li> <li>また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</li> <li>事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。</li> </ul> </li> </ul>	事後	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt; データセンターにおける措置 &gt; 実際の措置内容と異なっていたため修正</li> <li>&lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt; 地方公共団体情報システム機構総合行政ネットワーク全国センターから情報提供される記載例の更新に伴う修正</li> </ul>
令和2年7月31日	7. リスク 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt; 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク &gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号を含め宛名情報については、既存住基システムより随時異動データを連携することにより、最新化する。また、既存住基システムとの整合処理を定期的実施する。</li> <li>・予防接種健康被害等に関する届出があった都度、遅滞なく入力・修正・削除を行い、常に最新の状態に保つ。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt; 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク &gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号を含め宛名情報については、既存住基システムより随時異動データを連携することにより、最新化する。また、既存住基システムとの整合処理を定期的実施する。</li> <li>・予防接種に関する届出等があった都度、遅滞なく入力・修正・削除を行い、情報を常に最新の状態に保つ。</li> </ul> </li> </ul>	事後	入力・修正・削除を行うのは「予防接種健康被害等に関する届出」に限定されないため修正(併せて軽微な文言修正)
令和2年7月31日	9. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</li> <li>中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</li> </ul> </li> </ul>	事後	地方公共団体情報システム機構総合行政ネットワーク全国センターから情報提供される記載例の更新に伴う修正
令和2年7月31日	1. 請求方法	市政情報プラザ(情報公開窓口)	情報公開窓口	事後	組織改編により請求先名称変更
令和2年7月31日	2. 対応方法	電話による受け付け	問合せ受付時に受付票を作成し、対応について記録を残す。	事後	対応方法をより具体的な内容に修正